

緊急調整地域の指定要件の見直しについて

緊急調整地域の指定要件については、下記のとおり、安全に関する要件を見直すこととした。

1. 需給関係に関する要件

- 1日1車当たりの実車キロ及び営業収入が2年以上連続して減少
かつ
- 1日1車当たりの実車キロ又は営業収入について、
 - ・ 前5年平均と比較して15%以上下回る
 - 又は
 - ・ 前5年平均からの減少率が全国の前5年平均からの減少率と比較して15%以上下回る
(当該地域で日車実車キロ及び日車營收が前5年平均を10%以上下回る場合)

2. 車両数に関する要件

- 延べ実働車両数が2年連続して増加

3. 安全に関する要件

- 走行100万 km 当たり事故件数及び重大事故件数が全国平均を2年連続して上回る
かつ
- 上記件数の対前年度変動率が全国平均を2年連続して上回る

↓ 改正

- 事故の増減の傾向や全国平均との比較等に基づき総合的に判断する

4. その他

次に掲げる各指標の動向に照らし、輸送の安全及び旅客の利便を確保することが困難となるおそれがあると認められる場合

- 一定の安全関係の法令違反の件数（特に改善基準告示違反に係るもの）
- 利用者からの苦情の件数（特に接客態度不良以外のもの）

【改正の趣旨】

- 各地区における事故の発生件数は、年ごとの変動が大きく、厳密な数値基準にはなじまないと判断。
- 現行の基準は、既に事故が多発していることを前提としたものとなっており、本来、事故の多発を未然に防止することを目的の一つとしている緊急調整措置の基準としては必ずしも適当ではない。